

8B-2
no. 3

— 靴磨新聞売を除いた業種に従事する —

街頭年少労働者の実態調査報告

1950年4月

労働省婦人少年局

はしがき

終戦後急激にふえた街頭労働は、日本だけでなく、敗戦国に共通にみられる特殊な社会現象であるが、その中に義務教育すら受けて、憂うべき労働条件と環境の中に切込んでいる年少者の存在が多数みられることは、放言しておけない莫大の年少者保護の問題を含んでいることを物語るものである。

これらの年少者の中には戦争で両親を失ったもの、或いは生活の支柱である父親を失ったものたちも多数含まれているであろう。それだけに問題一層緊要である。

そもそも年少労働者の存在そのものが、家庭の低収入を補うための現象に他ならないものではあるが、街頭年少労働者の場合は、更に問題は深刻であつて、彼らの多くはたゞの家計補助者という軽い位置に止まらず、一人一人が生活の負担者としての重い任務をもつてゐるといつても過言ではない。

しかも義務教育を終了してゐない年少者が労働基準法の制限のある正規の雇用労働を避けて、かえつて過重なそして不健全なこの労働部門に切込んでいるのである。その上彼らの収入は直ごろの社会、経済情勢に伴つて減少して行つてゐるものとみられる。この傾向が更に進むにつれて、その労働の諸条件は更に悪化してゆくであろうことは容易に想像される。

工場に働く年少者は労働基準法によつて特別の保護を受けてゐるのに、これらの街頭に働く年少者はどの保護から全く頼られず、放任の状態におかれてゐるのである。

このような幼若の街頭労働に対して労働保護の要否を確かめ、必要に応じて適切な対策を講じるためには、その労働の現状をより正確に把握しなければならぬ。このような目的から、昨年行つた靴巻、新聞売の調査にひきつづいて、この度さらにこの二業種を除いた街頭労働に従事している年少者の実態調査を行つたのである。

一、調査の目的

この調査はさきの児童と新聞売の調査と同じく、年少者がどのような必然性から街頭労働に従事し、どのような労働関係のもとに、またどのような労働条件や労働環境で働いているか、あるいは何等の従事している街頭労働にはどんな業種があるか、などその現状を把握し、必要に応じてこの部面の労働保護の法規を新しく制定するなど、有効な労働保護の途を講じるための基本資料を得ることを目的として行われたものである。

二、調査の方法

この調査は、労働省婦人少年局の全国各地方販賣係員が、各都道府県庁所在都市またはその他の一都市を限り、街頭に働いている年少者に直接面接して、個別的実地調査を行った結果を、本省婦人少年局で集計整理したものである。

三、調査の期日

昭和24年12月から昭和25年1月にかけて行われたものである。

四、調査の対象

この調査は街頭に働いている満18才に満たない少年少女のうち、児童、新聞売を除いた他の業種に従事しているものを対象とした。

五、調査の結果

調査の結果について、街頭労働現象は地方別に特色がみられるので日ちいかと考文、北海道地方をはじめ、7地方別に区分して、集計をこころみた。

なお年命はすべて1950年1月1日現在における満才である。

1 概況 (才一表、才二表、才三表)

才一表 調査報告数調

北海道東北地方	関東地方	中部地方	近畿地方	中国地方	四国地方	九州地方	合計	
青森県 6	茨城県 3	新潟県 0	三重県 0	島根県 0	徳島県 0	福岡県 78		
岩手県 62	栃木県 7	富山県 0	滋賀県 0	群馬県 0	香川県 1	佐賀県 8		
宮城県 11	群馬県 0	石川県 0	京都府 1	岡山県 1	愛媛県 0	長門県 6		
秋田県 2	埼玉県 7	福井県 0	大分県 8	広島県 0	高知県 0	熊本県 0		
山形県 28	千葉県 4	山梨県 4	岐阜県 37	山口県 1		大分県 2		
福島県 74	東京都 27	長野県 1	奈良県 0			宮崎県 0		
	神奈川 31	岐阜県 0	和歌山県 0			鹿児島県 7		
		静岡県 0						
		愛知県 5						
6	123	125	10	46	2	1	41	354

才二表 調査人数総数調

A 地方別	人数	
	計	男 女
北海道	6 (1.7%)	— 6 (5.6%)
東北	123 (34.8%)	93 (37.6%) 30 (2.8%)
関東	125 (35.4%)	108 (43.7%) 17 (1.6%)
中部	10 (2.8%)	7 (2.7%) 3 (2.8%)
近畿	26 (7.3%)	17 (6.7%) 29 (27.8%)
中国	2 (0.5%)	2 (0.8%)
四国	1 (0.2%)	1 (0.4%)
九州	41 (11.6%)	17 (2.8%) 22 (20.8%)
計	354 (100%)	247 (100%) 107 (100%)

1. 調査対象人数総数は354名で男247名(10%)、女107名(30%)である

A 地方別人数

地方別にみると関東地方が全体の35.4%、東北地方が34.8%、

近畿地方 1.9%, 九州 1.6% の順をしめている、この調査は全数の把握をおこなったものではないから、マ>に見われている地方による人数の差は、そのマ>地方の経済状態を差などにより偏った街頭労働者数の多寡として考えることはできないであろう。

B 業 種 別 人 数				
		計	男	女
1	食料品販売	283 (80%)	216 (87.9%)	67 (62.8%)
2	煙草販売	8 (2.3)	1 (0.1)	7 (6.5)
3	日用品販売	15 (4.2)	12 (4.8)	3 (2.8)
4	刊行物販売	15 (4.2)	3 (1.2)	12 (11.1)
5	くじ類販売	17 (4.8)	7 (2.8)	10 (9.3)
6	花 う り	6 (1.7)	—	6 (5.6)
7	其 の 他	10 (2.8)	8 (3.2)	2 (1.9)
	計	354 (100)	247 (100%)	107 (100%)

B、業種別人数

業種別にみると、食料品販売が80%で圧倒的に多く、煙草販売が2.3%、日用品、刊行物販売ともに4.2%、くじ類販売4.8%、花うり1.7%、その他2.8%となっている。業種を地方別にみると、食料品販売の品物が、地方によつて、非常に差がある。たとえば所置うりは東北地方と関東地方にみられ、近畿地方には、すし、まんじゅう、甘酒、という種類があり、その他花うりや近畿地方と九州のみにみられているというのは地方の特色をあらわしているものと思われる。東北地方にサンドウィッチマンがいたり、関東地方にゴムフーセン売、又中部地方に紙芝居、近畿地方に市電切符売、九州地方にはリントワ業等特殊な業種がある。

オ三表 業種別人数

地方別	業 種 別	計	男	女
北海道	食料品販売	1	—	1
	日用品販売	5	—	5
	計	6	—	6
東北	食料品販売	112	89	23
	刊行物販売	1	—	1
	日用品販売	1	1	—
	大橋	1	—	1

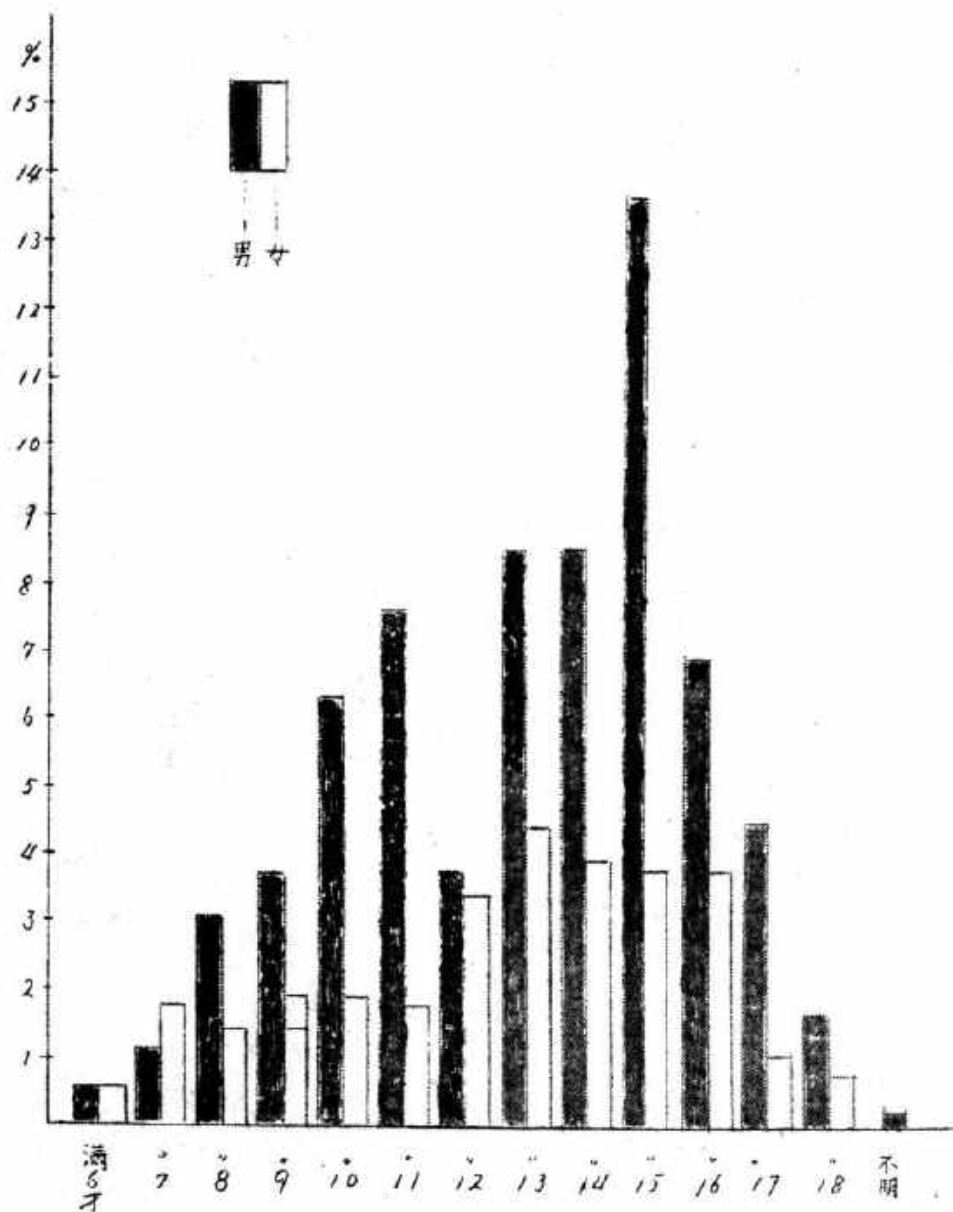
地方別	業種別	計	男	女
東	食料品 ナンパン粉類	1	-	1
	食料品 ビーナフト	1	-	2
	日用品 日用品	2	1	1
	日用品 雑誌	1	-	1
	その他 プムフーセン	2	1	1
	その他 サンドウィッチマン	1	1	-
北	合 計	123	13	30
南	食料品 餅豆売	90	93	3
	食料品 ビーナフト	5	4	1
	日用品 煎餅	1	1	-
	日用品 のり	1	1	-
	日用品 蛸	2	1	1
	日用品 飴	1	-	1
	日用品 乾芋	1	-	1
	日用品 果物	1	-	1
	日用品 雑誌	1	1	-
	日用品 煙草	2	-	2
東	日用品 日用品	6	5	1
	日用品 花うり	6	-	6
	日用品 ゴルフマター	2	2	-
	合 計	125	108	17
中	食料品 すりめ売	2	2	-
	食料品 飴	3	1	2
	日用品 古本	1	1	-
	日用品 日用品	3	2	1
	日用品 紙芝居	1	1	-
	合 計	10	7	3
近	食料品 パン 売	5	5	-
	食料品 すし	1	1	-
	日用品 飴	10	2	8

地方別	業種別	計	男	女
近	食料品 キャデー 売	4	3	1
	食料品 もいれ餅	2	1	1
	食料品 果物	2	1	1
	食料品 焼餅	1	-	1
	日用品 豆	1	-	1
	日用品 甘酒	1	-	1
	日用品 雑誌	8	-	8
	日用品 辻占	10	1	8
最	日用品 市電加符	1	-	1
	合 計	46	17	29
中国 回國	食料品 飴 売	1	1	-
	日用品 煙草	1	1	-
	日用品 雑誌	1	1	-
	合 計	3	3	-
丸	食料品 パン 売	3	1	2
	食料品 飴	8	3	5
	日用品 乾芋	3	1	2
	日用品 かりきり			
	日用品 厚砂糖			
	日用品 果物	3	3	-
	日用品 煙草	6	-	6
	日用品 日用品	5	2	1
	日用品 辻占	7	3	4
	日用品 雑誌	1	-	1
卅	日用品 リン?7	2	2	-
	日用品 既 興	1	1	-
	日用品			
	合 計	41	19	22

[illegible]

滿12才			滿13才			滿14才			滿15才			滿16才			滿17才			滿18才			不明			計		
計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
-	-	-	-	-	-	2	-	2	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	6
-	-	-	-	-	-	2	-	2	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	6
9	5	2	13	9	4	6	5	1	6	4	2	3	2	1	1	1	-	-	-	-	1	1	-	118	91	27
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	1
7	5	2	13	9	4	7	6	1	7	5	2	5	2	3	2	1	1	-	-	-	1	1	-	123	93	30
5	5	-	17	17	-	15	15	-	30	24	1	22	18	4	11	8	3	2	2	-	-	-	-	108	100	8
1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2
-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-
-	-	1	-	1	-	-	-	-	4	4	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	6	5	1
1	-	1	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	6
-	-	-	-	-	-	1	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-
7	5	2	21	17	4	17	17	-	35	34	1	22	18	4	12	7	3	2	2	-	-	-	-	125	108	17
-	-	-	1	-	1	1	-	1	1	1	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	3	2
1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-
-	-	-	1	1	-	1	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	2	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-
1	1	-	2	1	1	2	1	1	2	1	1	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	7	2
5	1	2	6	2	4	4	3	1	4	3	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	27	13	14
1	-	1	-	-	-	5	-	5	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	-	8
-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	4	6
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
6	1	5	7	2	5	7	3	6	4	3	1	2	-	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	96	17	29
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-
-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	1	1	-
-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	1	1	-	1	1	-	-	-	-	-	3	3	-
2	1	1	2	1	1	3	1	2	6	3	3	-	-	-	-	-	2	2	2	-	-	-	-	14	7	12
1	-	1	-	-	-	1	-	1	2	-	2	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	-	6
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
1	-	1	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	2	2	-	1	1	-	-	-	-	-	5	4	1
-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	2	1	1	1	1	-	1	-	1	-	-	-	-	7	3	4
-	-	-	-	-	-	1	1	-	1	1	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3	-
4	1	3	2	1	1	6	2	4	10	5	5	5	1	4	4	4	-	6	3	3	-	-	-	35	15	20
25	13	12	45	30	15	44	30	14	61	48	13	37	24	13	20	16	4	7	6	3	1	1	-	258	247	107
(7.1%)			(12.7%)			(12.5%)			(19.3%)			(10.5%)			(5.8%)			(2.5%)			(0.2%)			100%		

第一図 年令別男女別比率グラフ



2 年令別調 (オ4表およびオ1図)

年令別にみると、満15才の者が最も多く61名(17.3%)をしめ、ついで満13才の45名(12.7%)、満14才の44名(12.5%)の順となっている。

年令段階を5才づつに区切つて比較してみると11才から14才までの者が41.5%をしめ、15才から18才までのものが36%にあつてゐるが、よく注目されることは10才以下のものが22.4%を占めてゐることである。

この10才以下の者を男女別にみると、男22.7%、女25%で、やゝ女の子が多くなつてゐる。特に満6才の者と7才の者とを合せて3.9%(14名)を数えるが、この中には学令期に達してゐない満6才の子供4名と、学令期に達してゐても小学校へまだ入学してゐない満7才の子供3名がゐる。

オ5表 家庭状況調

A 両親の有無

	北海道			東北			関東			中部			近畿			中国・四国			九州			合計		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
父なし	4	-	4	27	19	8	28	27	1	-	-	-	16	6	10	1	1	-	5	-	5	81	53	28
母なし	-	-	-	3	3	-	7	4	3	3	3	-	4	2	2	-	-	-	4	3	1	21	15	6
両親なし	-	-	-	2	1	1	11	11	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	3	1	2	11	8	3
両親あり	2	-	2	91	70	21	86	71	13	7	4	3	24	7	17	1	1	-	27	13	14	238	168	70
不明	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	2	2	-	3	3	-
合計	6			123	93	30	125	108	17	10	7	3	46	17	29	3	3		41	17	22	354	247	107

3 家庭状況調 (オ5表)

A 両親の有無

父の不在者が2.3%(81名)、母の不在者6%(21名)、両親の不在者3.2%(11名)、両親のあるものの67%(238名)、不明0.8%(3名)となつてゐる。

札幌と新札幌の場合は父の不在者が2.9%、母の不在者7.6%、両親の不在者19.2%で従つて両親の揃つてゐる者は41.9%であつた。

この比率と比較してみると、今回の調査対象者の方が両親にめぐまれてゐる者が2.5%多くなり、父の不在者母の不在者、両親の不在者案

つまり両親に恵まれていない子供は23.6% 少なくなっている。従つて親戚や新聞売の子供より、家庭的には恵まれた子供であると云えよう。

しかし両親が揃つていても、父親が病気であつたり、失業していたり、又資金通配などで子供の働きが大きな収入の途であるものも多いことや、家の支柱である父を失つたもの、母の存いもの、両親とも失つたもの等が、其の調査と比べて少いとはいえ、それでも33%の要きにおよぶことの中に、街頭に何かおぼろげな必然性の一端を見い出すことが出来るであらう。

B 生計の中心

	北海道			東北			関東			中部			近畿			中国			四国			九州			合計		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
本人が中心	2	-	2	-	-	-	4	3	1	-	-	-	-	-	-	1	1	-	6	3	3	13	7	6			
他の者が中心	4	-	4	123	93	30	121	105	16	10	7	3	46	17	29	1	1	-	33	14	19	138	237	101			
不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	2	2	-	3	3	-			
合計	6	-	6	123	93	30	125	108	17	10	7	3	46	17	29	3	3	-	41	19	22	154	247	107			

有業家族の有無

有業家族有	6	-	6	123	93	30	122	106	16	10	7	3	46	17	29	3	3	-	39	17	22	149	243	105			
無	-	-	-	-	-	-	3	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	5	4	1			
合計	6	-	6	123	93	30	125	108	17	10	7	3	46	17	29	3	3	-	41	19	22	154	247	107			

B 生計の中心と有業家族の有無

生計の中心が誰であるかをみるならば、本人が生計の中心となつてゐるものは全体で3.7% (13名)で、96.3%が家族中の他の者が生計の中心となつてゐるのである。先に調査した親戚や新聞売りの場合は全体の32%が自分が生計の中心者であると答へたものであつたが、これに比べれば、今度の調査の対象となつた年少者の方が全体的には家族に対して補助的役割のものが多いいといえよう。

有業家族についてみると、有業家族をもたないものは五人だけである。これは親兄弟もなく、おじの家に同居し、自分の稼ぎのみで生活してゐるもの(2名)と、親分にひきとられて自活してゐるもの(3名)とである。(労働形態のところでもわしくのべる)

その他は全部有業家族を持つてゐるものであり、たとえ父親が失業し

ていても兄弟や姉妹達が騒ぎをわづけているとか、母親が内臓をしているとかである。

父親のない家庭では母親が生計の中心となっているが、中年以上のしかも子供をかゝえた女性に与えられる仕事は、非常に限定されているので、工場の雑役夫の様な仕事でも安くとも一定の固定した給料の入る一定の雇につくことができれば、それだけで彼女等は最大の生活の安定条件をえたとしているのである。存せられ未亡人の仕事の大部分は露店商、針仕事、米の買出等、あすの収入も保障されぬという不安動的収入形態のものであり、そして、これらの未亡人の中には、戦争や戦災で夫をなくした女性も少なくないのである。この様な家庭の子供は両親揃っている不仕より更に真剣に収入の途を考えなければならぬ状態である。未亡人の細腕で現任では義務教育すら受けさせることは容易なことではなく、子供達が何とか生活費の一部でもと鬼つて、この街頭労働につきはじめたのもきわめて当然なことである。

食困の家庭では年は幼くても仍く能力のあるものは皆それぞれの仕事をもつてお互の生計を捕い合っているのだ、生計の中心者でなくても一人一人が重なる家計の負担者である。

なお住居については、親方の家に暇とまりしている3名(男2名、女1名)を除いては全部家族と同居しているものである。親戚や新聞売の場合のように駅の構内又は公園のベンチのように住所不定のものは一名もない。

表六 就 学 状 況 調

A 学びながら働いている者の在学年数

		北海道		東北		関東		中部		近畿		中国		四国		九州		合計	
		計	男	計	男	計	男	計	男	計	男	計	男	計	男	計	男	計	男
不	就学者	-	-	5	3	2	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	7	4
1	学年	-	-	12	5	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	5	7
2		-	-	6	4	2	1	1	-	4	2	2	-	-	1	1	12	7	5
3		-	-	14	14	-	1	-	1	5	1	4	-	-	2	1	22	16	6
4		-	-	22	15	7	7	6	1	2	1	2	-	-	1	1	33	23	10
5		1	-	25	23	2	10	6	4	3	-	3	-	-	2	-	41	29	12
6		-	-	12	10	2	10	10	-	1	1	-	5	3	2	-	3	31	29
7		-	-	13	12	1	31	31	-	-	-	5	3	2	-	-	6	33	29
8		-	-	9	6	3	26	25	1	-	-	1	-	1	1	-	4	31	25
9		-	-	-	-	-	24	21	3	1	1	-	-	-	-	3	2	28	24
10		-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
不	明	-	-	-	-	-	2	1	1	-	-	1	1	-	-	-	4	2	4
合	計	1	-	118	92	26	113	101	12	2	2	-	29	12	17	1	1	270	221

B 説明欠席者の学年数

	北海道			北 関			東 中 部			近 畿			中国・四国			九州			合 計		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
未就学児	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1 学年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	—	—	—	—	—	—	1	—	1	—	—	—	1	—	—	—	—	—	2	—	2
3	1	—	1	—	—	—	2	2	—	1	—	1	2	—	2	—	—	1	—	1	9 2 5
4	1	—	1	—	—	—	1	1	—	—	—	3	1	2	—	—	—	—	—	5	2 3
5	3	—	3	—	—	—	1	1	—	1	—	1	6	1	5	—	—	—	5	2 3	16 8 12
6	—	—	—	—	—	—	3	1	2	2	1	1	3	1	2	1	1	—	1	—	10 4 6
7	—	—	—	1	—	1	1	1	—	—	—	—	—	—	1	1	—	6	2	4	7 4 5
8	—	—	—	3	1	2	1	—	1	2	2	—	2	2	—	—	—	—	—	—	8 5 3
9	—	—	—	1	—	1	2	1	1	2	2	—	—	—	—	—	—	2	2	—	7 5 2
10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 明	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	5	—	5	5	1	4	12	7	5	8	5	3	17	5	12	2	2	—	15	6	9 64 28 18

4 就学状況調 (オ大表)

街に何く年少者は一体どのようにして教育をうけているのであろうか。この調査によれば、学びながら働いているもの、説明欠席を余儀なくされて働いているもの、と二種類に分けられる。

親腐さや新聞売りの場合は義務教育の年令にありながら通学しているものは僅かに15.3%にすぎず、その大部分が勉強に対する希望をもちながら全く学業を放棄して食を求めている状態であつたが今回の場合は、説明欠席をして働いているものは18%で(男12%、女32.9%)、大部分は通学しているものである。

学びながら働いているものゝ在学年数を調べてみると、小学校3年生以下のものが53名(18.2%)、6年生以下のものが105名(36.2%)、中学生124名(42.9%)であるが、やはり中学生が多いことは学費が非常にかかるためと労働に堪える年令に達したためであらうと思われる。

なお未だ入学していない幼児が7名いることは、今回の調査により判明した特異事実である。この子供は満6才と満7才の子供で、親

又は兄に連れられて切っているのである。

5 労働時間 (オセ表)

オセ表 労働時間

		A 地方別、労働時刻、労働時間																							
時刻別	労働時間別	地方別		北海道		東北		関東		中部		近畿		中国・四国		九州		合計							
		計	別	計	別	計	別	計	別	計	別	計	別	計	別	計	別	計	別						
明るい中に働くもの 六時—十八時	2時間未満	-	-	75	58	17	45	44	1	-	-	1	1	-	-	1	1	122	103	19					
	4 " "	2	2	22	25	7	37	37	-	1	1	6	3	3	-	-	3	3	81	69	12				
	6 " "	2	-	2	5	4	1	11	11	-	-	26	8	12	1	1	3	1	2	42	25	17			
	8 " "	1	-	1	5	3	2	7	6	1	5	4	1	9	2	7	1	1	15	5	10	43	21	22	
	10 " "	-	-	-	-	-	-	2	2	-	2	1	-	-	-	-	-	10	3	7	15	7	8		
	10 " 以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
暗く居つて働くもの 十八時 以後	2時間未満	-	-	-	-	-	-	3	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	1	2	-	-	
	3 " "	1	-	1	-	-	-	4	1	3	1	-	1	3	1	2	-	-	-	9	2	7	-	-	
	4 " "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	2	2	-	-	1	1	-	5	3	2	-	
	5 " "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	1	2	-	-	-	-	3	1	2	-	-	
	6 " "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	6 " 以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
一日夜にかけて働くもの 六時—十八時以後まで	2時間未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	4 " "	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	
	6 " "	-	-	-	-	-	-	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	3	-	-	
	8 " "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	10 " "	-	-	-	-	-	-	4	2	2	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	5	3	2	-	
	10 " 以上	-	-	-	-	-	-	4	2	2	-	-	-	-	-	-	-	5	3	2	9	5	4	-	
	不明	-	-	6	3	3	4	1	3	-	-	-	-	-	1	1	-	2	1	1	13	6	7		
	計	6	-	6	123	93	30	125	140	17	10	7	3	45	17	29	3	3	-	41	19	22	359	207	107

働く時刻を明るいうちだけ働くもの(6時から18時まで)と、暗く居つてから働くもの(18時以後)と、明るいうちから夜にまたがって働くもの(6時から18時以後まで働くもの)とに分けてみる。

明るいうちだけ働くものは303名(85.6%)で、(男子は男全部の91%、女子は女全部の73%)。その大半は生計、夜だけ働くものは20名(5.6%)

%)で(男29.4%,女12.7%),不明1甲から復讐で初めなのは18名(5.1%)で(男3.7%,女8.4%),不明3.7%(男2.4%,女6.5%)となっている。

B 労働時間数

	計	男	女
2時間未満	127	105	22
4 " "	94	74	20
6 " "	48	26	22
8 " "	43	21	22
10 " "	20	10	10
10 " 以上	9	5	4
不 明	13	6	7
合 計	354	247	107

これを初く時間の長さに区切つてみると、2時間未満初くものが36%、2時間以上4時間未満のものが26.6%、4時間以上8時間未満のものが25.6%、8時間以上のものが9.2%、不明3.6%となっている。この8時間以上初くものの中には1日10時間以上初くものが2.5%含まれている。

又暗く毎つてのみ初くものが5.6%あるが、これらの子供は学校の授業がすんでからの労働である。労働基準法の適用を受ける年少者については就労時間を過算して7時間以上の労働は禁止されている。得理規定と使い合せ、注目される事実である。とくに修学時間外に4、5時間初くものが8名(2.6%)もいるが、子供達の身体に相当の負担がかけられているものとみられる。

C. 紫 連 別 効 功 時 刻 時 間 数

地 方 別 業 別 別	北 康		東 中 部 立 装		九 叶		業 連 別 分 計		總 合 計
	北 康		東 中 部 立 装		九 叶		業 連 別 分 計		
	食 料	食 料	食 料	食 料	食 料	食 料	食 料	食 料	
大 時 一 十 八 時	25	31	4	1	1	2	1	1	122
中 時 一 十 八 時	2	3	1	1	1	2	1	1	81
小 時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	42
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	43
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	15
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	3
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	10
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	5
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	3
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一 十 八 時	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時 一									

とくに長時間初ぐものについて業種別と比較してみると8時間以上初ぐものが69名(19.6%)いるが、これらの業種は食料品37名(食料品販売者の14%)、たばこ売5名(煙草販売者の8.5%)、刊行物売12名(刊行物販売者の80%)、日用品売9名(日用品販売者の60%)、辻占売6名(占断販売者の35%)、その他4名(その他の業の40%)となつてゐる。

食料品売の37名は、果物、焼酎、飴、のり、するめ、甘酒、まんじゅう、すし、かまぼこ等の物品を販売しているものである。

D 食料品販売者の労働時間別

時刻別	時間別	地方別 性別別	北海道		東 北		中 部		近 畿		中 国		四 国		九 州		合 計								
			計	男 女	計	男 女	計	男 女	計	男 女	計	男 女	計	男 女	計	男 女	計	男 女							
明るい中 初ぐもの	六時	2時間未満	-	-	22	18	17	64	44	-	-	-	-	-	-	1	1	-	120	103	17				
	4	"	2	-	2	31	25	6	37	37	-	-	-	6	3	3	-	-	2	2	-	28	57	11	
	6	"	2	-	2	4	4	-	11	11	-	-	-	15	8	7	-	-	2	1	1	34	24	10	
	8	"	1	-	1	1	1	4	4	-	2	1	1	6	2	4	1	1	6	2	4	21	10	11	
	10	"	-	-	-	-	-	-	-	-	3	2	1	-	-	-	-	-	4	1	3	6	2	4	
	10	以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
暗く なつて初ぐもの	十八時	2時間未満	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	
	4	"	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	2	1	1	-	
	6	"	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	8	"	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	10	"	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	10	以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
一日夜に かけて初ぐもの	六時	2時間未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	4	"	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	
	6	"	-	-	-	-	-	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3	-	-	
	8	"	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	10	"	-	-	-	-	-	3	1	2	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	3	2	2	-	
	10	以上	-	-	-	-	-	3	1	2	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	5	3	2	-	
不 明			-	-	-	6	3	3	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	3	4	-	
合 計			6	-	6	117	90	27	108	100	8	5	3	2	27	13	14	1	1	19	9	10	283	268	67

夜のみ初ぐものは食料品売は3名で、2、3時間の労働であるが、辻占

売には4時から8時間未満のもの17名ある。花うりは4時間未満の労働でその数は6名を数えている。リntax業は越電車に乗り遅れた客を引く時刻がせぎの中心を占めているため、午後7時から午前1時、2時の深夜にわたる労働である。

以上のように8時間以上働くもの又はリntax業のように深夜にわたって70時間以上働くものを考え合せ、とくに注目し値するものである。

6 収入状況調査（オハ表）

A 1ヶ月の収入高調査

収入高	北海道			東北			関東			中部			近畿			中国・四国			九州			合計		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
500未満	-	-	-	20	16	4	1	1	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	1	1	-	24	20	4
1,000 "	-	-	-	28	20	8	16	18	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	8	2	6	63	40	15
1,500 +	-	-	-	35	29	6	30	28	2	1	1	-	1	1	-	-	-	-	3	1	2	70	60	10
2,000 "	-	-	-	15	10	5	27	24	3	-	-	-	1	-	1	-	-	-	3	-	3	46	38	12
2,000 +	-	-	-	5	3	2	12	11	1	1	1	-	3	-	3	1	1	-	1	-	1	23	16	7
4,000 "	1	-	1	-	-	-	11	10	1	2	-	2	7	-	7	-	-	-	1	1	-	22	14	11
5,000 +	-	-	-	-	-	-	4	8	1	2	2	-	11	4	7	-	-	-	5	2	3	27	16	11
6,000 +	1	-	1	-	-	-	2	1	1	-	-	-	5	2	3	2	2	-	1	1	-	11	6	5
8,000 "	2	-	2	-	-	-	4	3	1	3	3	-	6	3	3	-	-	-	5	3	2	20	12	8
10,000 +	-	-	-	-	-	-	2	1	1	-	-	-	3	3	-	-	-	-	2	2	-	7	6	1
10,000以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不明	2	-	2	20	15	5	9	3	6	-	-	-	7	2	5	-	-	-	11	6	5	44	26	23
計	6	-	6	123	113	30	125	108	19	10	7	3	46	17	29	3	3	-	41	19	22	354	297	107

1ヶ月の収入は働く時間と、1ヶ月の労働日数によつて相当の開きが出ているのであるが、1,000円未満のものが22.3%（74名）、2,000円未満のものが11.6名（32.6%）で両者を合せて54.9%という半数以上をしめているのである。

6,000円以上は3.1%、8,000円以上は僅かに2.6%（27名）であり、3,000円以上5,000円未満のものが20.5%（53名）を占めている。2,000円未満のものが大半をしめているが、学費や、小遣稼ぎ用とかかくとして、一家を支えるものにとつては容易なことではなからう。

B 業種別収入高

1. 食料品販売

収入高 別	北海道		東北		関東		中部		近畿		中国		四国		九州		合計	
	計	男	計	男	計	男	計	男	計	男	計	男	計	男	計	男	計	男
500円未満	-	-	20	18	2	1	-	-	2	2	-	-	-	-	1	1	24	20
1,000円 "	-	-	28	25	8	18	18	-	-	-	-	-	-	-	7	2	51	40
1,500 "	-	-	35	29	6	30	28	2	1	1	-	1	-	-	2	1	67	60
2,000 "	-	-	13	10	3	20	20	-	-	-	-	-	-	-	1	-	34	30
3,000 "	-	-	3	1	2	12	11	1	-	-	-	-	-	-	-	-	15	12
4,000 "	1	-	1	-	-	10	9	1	2	-	2	4	-	-	-	-	19	9
5,000 "	-	-	-	-	-	7	6	1	-	-	8	3	5	-	-	1	16	9
6,000 "	1	-	1	-	-	2	1	1	-	-	2	2	-	1	1	-	7	4
8,000 "	2	-	2	-	-	4	3	1	2	2	-	2	-	-	-	1	11	8
10,000 "	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	1	1	-	-	-	1	3	3
10,000円以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不明	2	-	2	18	14	4	3	2	1	-	7	2	5	-	-	4	34	21
計	6	-	6	117	90	27	108	100	8	5	3	27	13	14	1	1	287	216

2. 食料品販売以外の販売業種

	東北		関東		中部		近畿		中国		九州		合計	
	刊行物	日用品	その他	刊行物	日用品	その他	刊行物	日用品	その他	刊行物	日用品	その他	刊行物	日用品
500円未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,000 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-
1,500 "	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	1
2,000 "	1	-	1	3	2	1	-	-	-	2	-	-	5	2
2,000 "	-	2	-	-	-	-	1	-	3	-	1	-	3	3
4,000 "	-	-	-	-	1	-	-	-	3	-	-	-	1	3
5,000 "	-	-	-	-	-	2	-	1	1	2	-	-	2	1
6,000 "	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	1	-	-
8,000 "	-	-	-	-	-	-	1	-	3	1	-	1	2	1
10,000 "	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-
10,000円以上	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
不明	-	-	2	-	2	4	-	-	-	-	-	4	3	-
計	1	2	3	1	3	5	6	2	1	3	1	6	15	15

なお業種別に収入を比較してみると、8,000円以上の収入を得ている業種は食料品14名で、焼いか、煎豆、まんじゅう、餡等を売っているもの、競輪予定販売り7名、辻占売7名、煙草1名及びリニタ7名、花売り1名となつてゐる。500円未満の業種は食料品販売の煎豆売に限られている。煎豆売の場合は最高収入は6,000円位のものであるが、全体の平均は1,500円から2,000円程度の収入高である。人数では500円から1,500円までのものが煎豆売の2/3を占めている。このように収入が低いのは学ばなから切れているために、労働時間が相当限られているという結果によるものである。

労働時間別収入高

	2時間未満			4時間未満			6時間未満			8時間未満			10時間未満			10時間以上			合 計		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
500円未満	23	18	5	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25	20	5
1,000 "	46	38	8	3	2	1	2	-	2	4	-	4	-	-	-	-	-	-	55	40	15
1,500 "	31	29	2	17	11	6	-	-	-	2	-	2	-	-	-	-	-	-	70	60	10
2,000 "	12	9	3	26	22	4	4	3	1	4	-	4	-	-	-	-	-	-	46	34	12
3,000 "	1	-	1	6	6	-	8	8	-	7	1	6	1	-	1	-	-	-	23	15	8
4,000 "	-	-	-	11	9	2	3	1	2	5	1	4	8	3	5	1	-	1	28	14	14
5,000 "	-	-	-	5	3	2	7	2	5	9	8	1	-	-	-	-	-	-	21	13	8
6,000 "	-	-	-	2	1	1	3	1	2	2	2	-	6	5	1	3	2	1	16	11	5
8,000 "	-	-	-	-	-	-	6	3	3	1	1	-	1	1	-	2	-	2	10	5	5
10,000 "	-	-	-	-	-	-	3	3	-	1	1	-	-	-	-	3	2	1	7	6	1
10,000円以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
示 明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	53	29	24
計	113	74	19	92	76	16	36	21	15	35	14	21	16	9	7	9	4	5	354	207	107

更に労働時間に対する収入を比較してみると、8,000円以上の収入をあげているものは6時間以上13時間位の労働をするものであり、この6時間というのは夜だけ切っている年少者のことである。

1,500円未満というものは2時間から4時間程度に切れるものでしめられていて、それらの殆んどが通学中の夜の登校前と放課後の2、3時間を煎豆売りに歩いているものである。

6時間から8時間労働して僅かに1,000円から1,500円程度の収入しを得

られるものが8名、1,500円から3,000円未満のものが23名いる。その上8時間から10時間以上働いてもわがかに3,000円から4,000円程度の収入しか得ることのできないものが10名、5,000円から6,000円のものがある。その中8,000円以上というものは8名で、それらの中には10時間以上働くものが5名を占めていることからして、この比較的高い収入は相当の長時間労働と夜間にわたる労働の結果であるという点に明瞭にみられるから、大局からみれば決して悪くない収入ではある、同時に福祉の面からも注目されなければならない。

7. 労働形態調査（オ九表）

オ九表 労働形態（A）

	北海道		東北		関東		中部		近畿		中国・四国		九州		合計											
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女								
自営	6	—	6	123	93	30	118	109	10	5	5	—	46	19	27	3	3	—	36	19	17	357	299	98		
従属関係	—	—	—	—	—	—	3	2	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	2	1		
雇用関係	—	—	—	—	—	—	4	2	2	5	2	3	—	—	—	—	—	—	—	—	5	2	3	14	6	8
計	6	—	6	123	93	30	125	108	17	10	7	3	46	19	29	3	3	—	41	19	22	354	297	107		

7名の持株者労働形態をもつたものと、14名の雇用関係をもつたものを除いたすべてが自営で、同座から各自現金で現物を仕入れ、それを売って利益をえているのである。

持株者労働形態というのは、いわゆる親方の家元様とまりして算分制に拘束されている封建的従属関係をもつた年少者である。これらをもして雇用関係をもつたものも、いづれも不当な低報酬や低賃金で搾取されているもので、とくに親方をもつた子供は全くの無休、低報酬（金銭による）という文字通りの奴隷的状態に酷使されている。これらを調査した担当者はこの年少者の背後に人身売買があつたのではないかと述べている。

B 持株労働形態をもつた年少者の業種別調査

	食料品			日用品			刑罰物			合計		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
従属関係	3	2	1	-	-	-	-	-	-	3	2	1
雇用	7	2	5	6	5	1	1	-	1	14	7	7
計	10	4	6	6	5	1	1	-	1	17	9	8

次にこの年少者の業種をみると、従属関係にあるものは食料品3名で、たいやき、果物、あめ売をやつてゐるものである。雇用関係にあ

るものは14名で、その米種は食料売が7名で、飽、甘酒、ビーナソト、やま芋等を売り、日用品売が6名で、化粧品、洋品、靴下、小間物等を売り、刊行物売りは1名で、古本売りである。

c 年 令 別 調

	従属関係			雇用関係		
	計	男	女	計	男	女
13才	1	1	—	1	—	1
14	—	—	—	—	—	—
15	1	1	—	6	3	3
16	—	—	—	4	1	3
17	1	—	1	1	1	—
18	—	—	—	2	2	—
不明	—	—	—	—	—	—
計	3	2	1	14	7	7

年齢別に調べてみると、従属関係、雇用関係ともに13才が最低である。

従属関係にある年少者について、学業状態と労働時間を調べてみると、13才、15才の男子、17才の女子もともに学業を放棄し、毎日13時間の労働を強制されている。雇用関係におかれた年少者の中には通学し終がら切っているものが5名ある。この種の在学年数は4年1名(女)9年3名(男)80年1名(男)となっている。

この子供は土、日曜日の休日のみ(土曜日は一週5日制のため休日)切くものと、学校の休戦を利用して切っている者で、1日切くときは5時間から9時間の労働で学校へ通う日は3時間位の労働である。この年少者の性質は共に非常に真面目で知能もすぐれ態度も落ち付いている。そして将来の希望に対しては皆大学へ行きたいとはっきり答えられる者で、相当具体的に自分の方針をもっているもの連であった。

d 学 業 調

	従属関係			雇用関係		
	計	男	女	計	男	女
通学中	—	—	—	5	4	1
休学中	2	1	1	9	3	6
不明	1	1	—	—	—	—
計	3	2	1	14	7	7

	従属関係			雇用関係		
	計	男	女	計	男	女
7学期	—	—	—	1	1	—
8	—	—	—	5	3	2
9	—	—	—	3	—	3
10	—	—	—	4	3	1
11	—	—	—	1	—	1
12	2	1	1	—	—	—
不明	1	1	—	—	—	—
計	3	2	1	14	7	7

その他12名は学業をすべて切っているもので、5年に在籍して休学しているもの1名(女)6年在籍中のもの3名(女)8年在籍中のもの3名(男1名、女2名)9年在籍中のもの1名(男)10年のもの1名(男)となっている。これらの年少者の労働時間平均9時間から11時間である。

なおこの年少者の年齢は13才1名(女)、15才2名(女)16才4名(男1名、女3

22.

3名)ノ7才1名(男)78才1名(男)と居つてゐる。売上高は平均1日売上は1,000円から1,500円で、雇主からは2,000円売れと命令されている。そして給料は1ヶ月3,000円程度と云つてゐる。

又その他に年末の臨時雇に、賃金の額も定められず、1日8時間労働をさせられているものもある。

数の上では僅少であるが、身分的従属関係に拘束され、又は不当に低い給料と長時間労働で雇用されているもの等は、数の多少にかゝらずそのこと自体が社会的問題にあることに注目しなければならない。

8. 仕事の動機 (オ十表)

オ十表 仕事の動機

仕事の種類	北海道			東北			関東			中部			近畿			中国・四国			九州			合計		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
家計補助	5	—	5	43	26	17	39	26	13	10	7	3	43	16	27	2	2	—	23	7	16	165	89	81
自治のため	—	—	—	1	—	1	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	2	—	6	4	2
学費	1	—	1	52	44	8	55	53	2	—	—	—	1	1	—	—	—	—	13	9	4	122	107	15
小遣	—	—	—	19	17	2	28	22	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	43	39	4
貯金	—	—	—	8	6	2	5	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14	11	3
不明	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	2	1	1	—	2	1	1	4	2	2
計	6	—	6	123	93	30	125	108	19	10	7	3	46	17	29	3	3	—	41	19	22	354	207	107

仕事の動機は親戚や新聞売の場合には家計補助のためと、自治のためとで100%をしめていた力であるが、今度の場合は家計補助のためが46.5%、自治のため1.7%、学費のため35%、小遣のため12.7%、貯金のため3.6%、その他7.7%となつてゐる。

小遣のためというものが12.7%をしめてゐるが、これも決して遊びに費すためのものではなく、むしろ後身自費の必需品を調うために行われてゐるのである。例えば下駄を買うとか、運動靴、野球ボール、等々育ちかの子供が日常の生活に求めるものは沢山あるのであるが、結局親の収入では食べさせる等の他に餘りの必要を全く満してやることが出来ない現状が反映されている。

学費のためというものが意外に多いが、これも学校の授業料、PTAの会費、給食費、校友会費、寄宿金等、義務教育といへば近頃は非常に経

賞が与えられる、家計の負担を少しでも軽くするため、自分達の稼ぎでまかなおうとするものである。「PTAの会費をまい月たくさんとるが、ちつとも僕達のために返ってくれないので、やめてくれなさい」という年少者もあり、寄附金の不当を訴えるものもあった。

親の収入で安心して義務教育を受けることのできないこれらの年少者はなんとか自分の力で学費を生み出し、間接的に家計補助を図ろうとして、この街頭労働にたがれこんでいるのである。これもやはり苦しい家計の支度とみなすことができよう。

貯金のためというのが3.6%をしめているが、これは学校貯金で、学校貯金の趣旨を超えた趣味を現わしてきている結果であると認められる。つまり「学校貯金があまり少いと恥しいので一生懸命かせいでいる」と語りせるような問題を起しているのである。学校貯金がこの様に年少者達の間に無用な競争をあおり立て、つまらない虚栄心を起させるような結果を招いている点が見受けられることは、今後の学校貯金のあり方のために注目される事実である。

その他は家計補助のためであるが、二の中には義務教育を全く棄てねばならない年少者またはとかく学校を休みがちになるといふものが数多く含まれている。切ける父母はあつても、父親の収入や母親の賃内給では到底家計を維持することができない彼らの家庭は、家計補助のために地の子供までが、手になつた仕事をすることをよぎらざるされているのである。しかし労働基準法が義務教育の途上にあるものの就業の制限と、労働時間に制限をもうけているために、かえつてこれらの年少者は正規の雇用された服業につくことができず、労働基準法の制限にふれることのないこの街頭労働に流れこんでゆくということが考えられるのである。貧困のために勉強する機会を失つて過さねばならないこれらの年少者達にとっては、憲法に定められた学問の平等の権利も、手のとどかない空文にすぎない。何の心配もなく安心して学校に通ふことのできる子供と、これらの年少者達の間には心算差違の上に将来大きな隔たりが生じてゆくであろうし、又将来においても義務教育を終了していただくために、正規の労働に雇用される機会を全くうばわれようとさえしている。

とにかく専心学業にいそしめるような生活の補償も、それとも切かおげならない年少者達には、むつと適當な労働を社会的に保障することができらるなら、好ましくない状況の多い街頭労働から彼らを遠ざけることができるわけである。正しい労働形態と良い労働環境は、切く年少者達の

将来を決する唯一の条件である。しかしこれらの社会的保障が最近の現実として与えられることが困難であるならば、せめても、街頭労働に附随する好もしくは不利条件だけでも排除して、この労働に従事する彼らを保護しなければならぬであろう。

9. 労働環境 (オ十一表)

オ十一表 労働環境

	商店街			住宅街			盛り場			駅の附近			不明			計		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
食料品	78	93	35	199	173	26	-	-	-	6	-	6	-	-	-	283	216	67
煙草	3	-	3	-	-	-	-	-	-	3	1	2	2	-	2	8	1	7
占	-	-	-	-	-	-	13	5	8	4	2	2	-	-	-	17	7	10
日用品	15	12	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15	12	3
門行物	15	3	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15	3	12
花うり	-	-	-	-	-	-	6	-	6	-	-	-	-	-	-	6	-	6
その他	4	3	1	3	3	-	-	-	-	3	2	1	-	-	-	10	8	2
計	115	61	54	202	176	26	19	5	14	16	5	11	2	-	2	354	247	107

(32.6%) (57.1%) (5.7%) (4.1%) (0.2%) (100%)

オノ表に示されいるように住宅街と商店街とで89.3%をしめている。住宅街で初め繁華は酌屋売に殆んど限られ、中にはせんべいの行商も1名ふくまれている。その他というのは、既支店を業としているものと、ゴルフ場で球拾いをやっているものである。

盛り場を初め場所としているものが、5.7%を占めている。これらの年少者の業種をみると、辻占売ノ3名、花売りなどとなっている。そしてこの労働開拓は夜に限られていた。それは盛り場の客、ことに特殊な飲食店の客を相手とするものであることを、明らかに示しているわけである。この種の街頭労働に附随する労働環境は児童福祉の上から最も注意されなければならぬのである。

又商店街といつても、商店の打ち合わせ場所であつたり、不買仲間の振行する誘惑の多い場所であつたりする場合が多い。駅の附近も同じことごとくに夜の駅の客の様子に年少者のめい心は一程の好奇心又は虚栄心で起さずにはないであろう。

以上の様に、住宅街を除けばいずれも年少者の福祉の点では憂慮すべき

“念がほしい”という欲望に対して、好ましく存い労働環境からの制裁が加えられるとき、いつかは存しに意の道に近ずき、ついには不良と犯罪へ転落してしまう危険を考えれば、一日も遅やかに適当な保護の対策をたてるための努力が払われなければならない。

